曹洞宗檀信徒会館運営委員会規程中一部変更案

人　事　部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　更　案 | 現　　　行 | 事　　由 |
|  |  |  |
| （組織）  第２条　委員会は、次の役職員をもって組織する。  　役員  　　会長　１人  　　委員　１６人  　　参与　２人 | （組織）  第２条　委員会は、次の役職員をもって組織する。  　役員  　　会長　１人  　　委員　８人  　　参与　９人  　　事務局長　１人 | 所管部変更に伴い、部長たる参与は委員に変更し、事務局長を廃止するため、　字句を整理 |
| 職員  　　幹事　１人  　　書記　若干人 | 職員  　　幹事　１人  　　書記　若干人 |  |
| ２　総支配人の設置が省略されているときは、幹事は設置しない。 |  | 総支配人の設置省略に伴う措置について第２項を新設 |
|  |  |  |
| （役職員）  第３条　会長は、宗務総長をもって　充て、委員会を代表し、その会務を総理する。 | （役職員）  第３条　会長は、宗務総長をもって　充て、委員会を代表し、その会務を総理する。 |  |
| ２　会長に事故があるときは、事業　部長がその職務を代理する。 | ２　会長に事故があるときは、事務　局長がその職務を代理する。 | 事務局長廃止に伴い字句を整理 |
| ３　委員は、次のとおりとする。 | ３　委員は、有識者のうちから宗務　総長が委嘱する。 | 委員就任者の明確化を図るため、字句を整理（各号列記する形式に改める） |
| （１）　事業部長の職にある者　　１人 |  | 事業部長について、第１号を新設 |
| （２）　部長の職にある者　７人 |  | 部長について第２号を新設 |
| （３）　有識者のうちから宗務総長が委嘱した者　８人 |  | 有識者について第３号を新設 |
| ４　・・・・・。 | ４　・・・・・。 |  |
| ５　参与は、参議をもって充て、会議に出席して意見を述べることができる。 | ５　参与は、参議及び部長の職にある者をもって充て、会議に出席して　意見を述べることができる。 | 部長を参与から委員に変更するため、　字句を削除 |
| ６　事業部長は、この委員会の会務を統理するものとする。 | ６　事務局長は、檀信徒会館事業本部の事業部長をもって充て、会務を　統理する。 | 事務局長廃止に伴い字句を整理 |
| ７　幹事は、檀信徒会館事業本部の　総支配人をもって充て、会長の命を受けて会務を掌理する。ただし、　総支配人に事故があるとき又は欠けたときは、書記のうちから会長の　指名を受けた者が、会長の命を受けて会務を掌理する。 | ７　幹事は、檀信徒会館事業本部の　総支配人をもって充て、会長の命を受けて会務を掌理する。 | 総支配人を欠く場合などにおける幹事の取扱いについて、　ただし書を新設 |
| ８　書記は、宗務庁の秘書課長である者のほか、宗務庁及び檀信徒会館　事業本部の職員のうちから内局の　承認を得て会長が任命し、会長の命を受けて会務に従事する。 | ８　書記は、檀信徒会館事業本部の　職員及び宗務庁の役職員のうちから内局の承認を得て会長が任命し、　会長の命を受けて会務に従事する。 | 所管部変更に伴い、書記の就任者の整備を図るため、字句を整理 |
|  |  |  |
| （記録、保管）  第６条　委員会は、その会議の経過　及び結果を記録した会議録２通を　作成し、会長及び会長が指名した　委員２人が署名押印のうえ、１通は庁議に提出し、１通は檀信徒会館　事業本部で保管する。 | （記録、保管）  第６条　委員会は、その会議の経過　及び結果を記録し、会長及び会長　が指名した委員２人が署名押印の　うえ、これを保管しなければなら　ない。 | 組織変更に伴い会議録の取扱いの明確化を図るため、字句を整理 |
|  |  |  |
| （所管部）  第７条　委員会に関する事務は、檀信徒会館事業本部が行い、人事部の　所管とする。 | （所管部）  第７条　委員会に関する事務は、檀信徒会館事業本部の所管とする。 | 組織変更に伴い字句を整理 |
|  |  |  |
| 附　則（　 年　 月　 日）  　この変更規程は、曹洞宗規則の一部を変更する規則施行の日（平成　　年  　　月　　日）から施行する。 |  | 規則変更に連動する旨を整備 |
|  |  |  |